寝屋川市告示第 419 号

入札公告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和８年 11 月４日

寝屋川市長　広瀬　慶輔

1　制限付一般競争入札に付する事項

(1)　件名
木屋第１揚水機場圧力タンク取替修繕

(2)　仕様等
別紙仕様書のとおり

(3)　履行場所
寝屋川市木屋元町 10 番地内

(4)　履行期間
契約締結日から令和９年３月 17 日まで

2　入札参加資格に関する事項

次に揚げる条件をすべて満たした者で、入札参加資格確認においてその資格があると認められた者とする。

(1)　地方自治法施行令第 167 条の４第１項及び第２項の規定に該当しないこと。

(2)　この公告の日から開札日までの期間に、寝屋川市建設工事等指名停止要綱(平成 15 年４月１日制定)による指名停止期間中でないこと。

(3)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。)でないこと。

(4)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

(5)　公告の日から開札日までの間において、寝屋川市暴力団排除措置要綱(平成 23 年３月 11 日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

(6)　公告の日から開札日までの間において、寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

(7)　申請日現在において、寝屋川市の入札参加資格者名簿に登録されている者で、「機械器具設置」を希望していること。

3　入札参加資格確認に係る事項

⑴　入札参加資格の確認申請

入札に参加しようとする者は、次に揚げる書類を提出し、審査を受けるものとする。

ア　制限付一般競争入札参加資格審査申請書

イ　長形３号封筒(460円切手を貼付し、返送先を記入すること。)

※受取人払いの場合は、簡易書留郵便対応のものを提出すること。

⑵　申請書類の提出方法

ア　提出期間（郵送又は持参）

令和８年11月４日(水)から令和８年11月17日(火) 午後５時まで(必着)（土曜日及び日曜日、祝日は除く。）

※郵送物の表面に「件名」を必ず記入すること。

イ　提出場所

〒572-0832　大阪府寝屋川市本町15番１号

寝屋川市　都市管理部　下水道事業室

電話番号　072-825-2162（直通）　内線2775

⑶　参加資格確認通知書の交付

申請書受領後入札参加資格の確認を行い、その結果通知書を令和８年11月19日（木）に発送し、通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対してはその理由を付して通知する。

4　質疑回答

⑴　質問は、質疑回答書をダウンロードし、令和８年11月27日(金)正午までに下記の宛て先までＥメールで提出すること。

gesuido@city.neyagawa.osaka.jp

⑵　回答については、令和８年11月30日(月)午後４時に掲載予定で、寝屋川市ホームページの「下水道事業室」で公表する。

5　入札保証金

寝屋川市契約規則(昭和50年寝屋川市規則第32号)第７条第２号により免除とする。ただし、落札者が指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の５に相当する金額を違約金として徴する。

6　入札方法等

入札は、入札参加資格があることを確認された者が、下記に従い、入札書を一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又は持参（平日午前９時から午後５時まで）にて行うものとする。

⑴　期　間

令和８年11月30日（月）から令和８年12月11日(金)午後５時まで〔必着〕

⑵　あて先等

「〒572-0832

大阪府寝屋川市本町15番１号

寝屋川市　都市管理部　下水道事業室」
〔「木屋第 1 揚水機場圧力タンク取替修繕　入札書在中」と朱書きすること。〕

⑶ 方　法

ア　入札書は、ボールペンなどの訂正できない筆記用具で記入すること。

イ　入札金額は、入札公告や仕様書等を確認のうえ記入し、金額の前に「¥」をつけること。

ウ　入札者の住所、商号又は名称、代表者職氏名は、入札参加資格申請で提出された内容で記入することとし、届け出た使用印鑑の押印若しくは代表者職氏名を自署すること。

エ　代理人が入札を行う場合は、委任状を同封のうえ、入札書に委任者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、かつ代理人職氏名に委任状により届け出た内容を記名押印若しくは自署すること。

⑷ 入札書に記載する金額は、円単位とし、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

7　開札の日時及び場所

⑴　日　時

令和８年 12 月 14 日(月)　午後１時 00 分

⑵ 場　所

寝屋川市役所　本館３階　入札室

※　参加業者の立会人がいない場合は、当該入札業務に関係のない部署の職員の立会いの下で行う。開札の立会いを希望する場合は、令和８年 12 月 10 日（木）正午までに下記の宛て先まで郵便入札開札立会届兼委任状の写しをＥメールで提出すること。なお、本書は開札執行時に持参のうえ、提出すること。

gesuido@city.neyagawa.osaka.jp

8　再度入札

１回目の開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合（最低制限価格を設けた案件にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がない場合）は、原則として、再度入札を１回限り行います。

再度入札には、辞退者、無効とされた者、最低制限価格を設けた案件における最低制限価格未満の入札者は参加できません。

再度入札については、再度入札への参加が可能な者へ、電子メール等により別途お知らせします。

※　１回目の開札日の概ね６日後まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）で、別途指定する日に再度入札の開札を実施します。

※　予定価格を事前公表する案件については、再度入札は行いません。

9　落札者の決定

入札を行った者のうち、寝屋川市契約規則第 10 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を

落札者とする。落札者への決定通知は、落札者のみ連絡を行う。なお、入札参加者の問い合わせにより、入札内容の情報の提供を行う。

10　落札者の決定後の手続

落札業者は開札日の翌日より５日以内に寝屋川市暴力団排除条例に基づく「誓約書」の提出を求める場合があり、提出しないときは契約の締結は行わない。

電子契約による契約締結を希望する場合は、落札者は落札決定後速やかに「電子契約システム利用届出書」を提出すること。また、落札決定の日から原則 10 日以内に、電子署名を行うこと。

11　入札の無効

寝屋川市契約規則第 14 条に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

12　契約の締結等

⑴　契約書の作成を要する。

⑵　契約条項を示す場所　寝屋川市都市管理部下水道事業室

⑶　契約保証金

落札業者は、寝屋川市契約規則第31条の規定による契約保証金(契約金額の 100 分の 10 以上の額)を納めなければならない。ただし、同規則第 31 条第１号の履行保証保険（保険金額は、契約金額の 100 分の 10 以上）を締結したときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

⑷　支払方法は、完了払いとする。

⑸　入札参加者は、寝屋川市競争入札心得、関係法令、入札公告及び仕様書を熟読しそれらを遵守すること。

13　関係書類

⑴　制限付一般競争入札参加資格審査申請書

⑵　仕様書

⑶　位置図

⑷　図面

⑸　質疑回答書

⑹　入札書

⑺　委任状

⑻　電子契約システム利用届出書

※寝屋川市ホームページからダウンロードすること。

14　公告に関する問合せ先

寝屋川市都市管理部下水道事業室　TEL　072-825-2162（直通）